

枚方宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が行う枚方宿街なみ環境整備事業の地区内において、歴史を生かした街並み景観の形成を積極的に促進しようとする住民団体の活動に要する経費に対し補助を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街なみ環境整備事業 街なみ環境整備事業制度要綱（平成5年4月1日・建設省住整発第27号）による事業をいう。
- (2) 都市景観形成市民団体 枚方市景観条例（平成26年4月1日・枚方市条例第19号、以下「条例」という。）第34条第4項の規定による認定を受けた景観づくり協定を活用し、良好な景観の形成に取り組む団体をいう。
- (3) 修景 条例第24条第1項の保全整備計画及び第26条第1項の保全計画に基づき行われる行為をいう。

(補助対象者)

第3条 この要領において補助金の交付を受けることができる者は、第1条の目的に掲げる住民団体で、市長が認定した景観づくり協定を活用し、良好な景観の形成に取り組む団体とする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の左欄に掲げる事業とし、補助金の額は、補助対象事業に要する経費と同表の右欄に定める補助限度額と比較して、いずれか少ない方の額とする。

(補助金の概算払)

第5条 市長は、必要に応じて補助金を概算払により交付することがある。

(適用の除外)

第6条 この要領により補助金の交付を受ける者は、重複して、枚方市都市景観形成市民団体活動補助金交付要綱（平成26年4月1日・枚方市要綱第56号）による補助金の交付を受けることはできない。

(その他)

第7条 補助金に関しこの要領に定めのない事項については、枚方市補助金等交付規則（昭和40年・枚方市規則第30条）の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成14年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補 助 対 象 経 費	補 助 限 度 額
(1)会議の開催、先進地区の視察並びに資料の配付等広報活動に要する経費（ただし、飲食に係る費用を除く。）	100 万円
(2)講演会及び勉強会等における専門家の招聘に要する経費（ただし、1 回につき 5 万円を限度とする）	
(3)住宅等の修景事例としての基本計画作成に要する経費（ただし、1 件につき 10 万円を限度とする）	